

## 災害時における応急対策業務協力に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と全建総連東京土建一般労働組合多摩・稲城支部（以下「乙」という。）との間において、災害時において甲が実施する応急対策業務（以下「業務」という。）に対する乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により多摩市内で大規模な災害が発生した場合に、多摩市地域防災計画に基づく災害時における応急対策に関し、甲が乙に対して、業務に関する協力を依頼するときの必要な事項を定めるものとする。

### （業務）

第2条 乙の行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 倒壊建物等からの救助救出活動に関する労務提供及びそれに要する資機材の提供に関すること。
- (2) 避難施設及び市施設の応急修繕に関すること。
- (3) 応急仮設住宅の建設に関すること。
- (4) その他甲が必要と認めた業務に関すること。

### （協力）

第3条 甲は、多摩市内に災害が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができないと認められるときは、乙に対して、業務の協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し業務の協力を依頼する場合は、災害時応急対策業務協力依頼書（第1号様式）により乙に対して業務内容、日時及び場所その他必要な事項を明らかにして、資機材、労力等（以下「資機材等」という。）の提供の協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時応急対策業務協力依頼書をもって処理するものとする。

3 乙は、前項の規定による甲からの業務の協力依頼に対し、可能な限り、資機材等の提供について甲に協力するものとする。

4 乙は、災害発生直後、第2項の規定による甲の協力依頼前に警視庁（多摩中央警察署）及び東京消防庁（多摩消防署）から業務の依頼を受けたときは、可能な限り、協力するものとする。

### （業務の実施）

第4条 乙は、甲の協力依頼により災害場所に出場したときは、甲の担当者の指示に従い業務に従事するものとする。ただし、その指示を受けられないときは乙が自ら協力依頼事項に基づいて業務を実施するものとする。

2 乙は、業務が終了したときは、速やかにその活動状況について災害時応急対策業務協力状況報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

3 業務の円滑な実施を図るため、乙はあらかじめ甲の協力依頼により災害時に対応できる資機材等の状況及び乙の会員間の連絡態勢について、毎年4月30日までに報告する

ものとする。

(費用負担及び労務賃金の額)

第5条 甲は、第2条第3項及び第4項の規定による乙から提供を受けた資機材等に要した費用を負担するものとする。また、労務賃金の額は、「東京都工事設計労務単価」等により算出し、東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例に順ずる額を加算し、甲と乙が協議のうえ決定した額を支払う。

(請求及び支払)

第6条 乙は、前条の規定により、資機材等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(災害補償)

第7条 甲は、第3条第1項に規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練等への協力)

第8条 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、多摩市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成22年6月1日から平成23年5月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年 6月 1日

- 甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1  
東京都多摩市  
代表者 市長 阿部 裕行
- 乙 東京都多摩市諏訪一丁目7番地26  
全建総連  
東京土建一般労働組合多摩・稲城支部  
代表者 執行委員長 太田 克徳

第1号様式（第3条関係）

多 第 号  
平成 年 月 日

東京土建一般労働組合多摩・稲城支部  
執行委員長 殿

多摩市長

災害時応急対策業務協力依頼書

「災害時における応急対策業務協力に関する協定書」に基づき、災害時応急対策業務に対する協力について、下記のとおり依頼します。

記

業 務 内 容	
依 頼 期 間 及 び 時 間	平成 年 月 日 時 分 から 平成 年 月 日 時 分 まで
場 所	
資 機 材	
労 力	人
そ の 他	

※連絡先

部

課 担当

電話

第2号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

多摩市長 殿

東京土建一般労働組合多摩・稲城支部  
執行委員長

災害時応急対策業務協力状況報告書

「災害時における応急対策業務協力に関する協定書」に基づく災害時応急対策業務に対する協力状況について、下記のとおり報告します。

記

業 務 内 容	
依 頼 期 間 及 び 時 間	平成 年 月 日 時 分 から 平成 年 月 日 時 分 まで
場 所	
資 機 材	
労 力	人
そ の 他	

※連絡先（担当・電話）